平成26年 第1回 教育委員会定例会会議録

平成26年1月14日(火)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2389号 平成26年第1回定例会

日	時	平成26年1月14日	(火)	午前10時00分	開会
場	所	教育委員会室			

場 所 教育委員会室									
「出席委員」		į	1	長		小	島	洋	祐
		委員長職務代理者					Ш	智	久
	委			員		永	Щ	幸	江
	教	킽	Ĭ	長		小	池	眞喜	手夫
	委			員		澤		孝-	一郎
「説明のため出席した事務局職員」	次			長		安	田	雅	俊
	庶	務	課	長		奥	野	佳	宏
	教育	政策	担当詞	課長		Щ	本	睦	美
	学	務	課	長		佐	藤	雅	志
	学校施設担当課長					大力	人保	光	正
	生涯学習推進課長			課長		白	井	隆	司
	国体推進担当課長								
	図書・文化財課長					前	田	憲	-
	指	導	室	長		平	田	英	司

「書記」庶務課庶務係長柏正 彦庶務課庶務係鈴木 さよ子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2372号 第 4回定例会(平成25年4月 9日開催)

第2373号 第10回臨時会(平成25年4月23日開催)

第2374号 第 5回定例会(平成25年5月14日開催)

第2375号 第11回臨時会(平成25年5月28日開催)

第2376号 第 6回定例会(平成25年6月11日開催)

日程第2 審議事項

議案第1号 港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者制度導入について (案)

議案第2号 赤坂中学校敷地の一部用途廃止について

議案第3号 中之町幼稚園の用途廃止について

議案第4号 都市再開発法による中之町幼稚園の転出について

日程第3 協議事項

1 港区指定文化財解除の諮問について

日程第4 教育長報告事項

- 1 生涯学習推進課の12月事業実績について
- 2 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 3 学校支援地域本部事業について
- 4 国体推進担当の12月事業実績について
- 5 麻布図書サービスセンターの貸室賃貸借契約の解約について
- 6 図書館・郷土資料館の12月行事実績について
- 7 図書館の12月分利用実績について
- 8 問題行動調査の結果について

「開 会」

〇小島委員長 皆さんおはようございます。本日は平成26年の第1回港区教育委員会定例会となります。開会いたします。

港区の児童・生徒の学力の充実・向上のための学校教育行政と、生涯学習の推進や図書・文化財を含めた教育行政は非常に大事なものです。本年も一生懸命職務に励みたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

それでは日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は綱川委員にお願いします。

第1 会議録の承認

第2372号 第 4回定例会(平成25年4月9日)

第2373号 第10回臨時会(平成25年4月23日)

第2374号 第 5回定例会(平成25年5月14日)

第2375号 第11回臨時会(平成25年5月28日)

第2376号 第 6回定例会(平成25年6月11日)

〇小島委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成25年4月9日開催の第2372号 第4回定例会、同年4月23日開催の第2373号 第10回臨時会、同年5月14日開催の第2374号 第5回定例会、同年5月28日開催の第2375号 第11回臨時会、同年6月11開催の第2376号 第6回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは承認することと決定いたしました。

第2 審議事項

議案第1号 港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者制度導入について(案)

〇小島委員長 日程第2、審議事項に入ります。

初めに、議案第1号「港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者制度導入について**(案)**」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者制度導入ついてご説明いたします。議案資料ナンバー1になります。

箱根ニコニコ高原学園は、小学校の移動教室や夏季学園として子どもたちの心身の育成に長年大きな役割を果たしている施設です。一方で校外教育施設としての機能のさらなる強化や、体制の充実、施設の有効活用などさまざまな課題を抱えております。

今後の管理運営につきましては、昨年11月12日の当委員会において考え方をご報告いたしましたが、施設の課題解決に向け、民間事業者の専門性等を活用しさらなる区民サービスの向上を図るため、平成27年4月から指定管理者制度を導入することといたします。

本日参考資料として配布しております「管理運営の考え方」ですが、前回本文のところに掲載しておりました運営経費や他区の状況等については、後段の資料の方にまとめさせていただきました。また、施設のこれまで果たしてきた役割、評価につきましては、全体に分散していた記載を4ページのところに集約させるなど、趣旨は変えておりませんが、前回のご報告以降若干構成を変更しております。

それでは、港区の指定管理者制度に関する基本指針に基づいて指定管理者制度を導入していくに 当たりまして、まず1番の「基本的事項」についてご説明いたします。

指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年といたします。使用許可の権限は付与せず、利用料金制は採用いたしません。指定管理者の募集は公募といたします。

次に「サービス向上の内容」についてです。これも「管理運営の考え方」にまとめておりますが、 大きく3点あります。まず移動教室や夏季学園における小学校の活動支援の充実、次に専用車両の 確保や人員体制の充実による管理運営体制の強化、そして社会教育団体等の利用拡大、以上3点を サービス向上の内容としてお示ししております。

今後の予定ですが、本日の教育委員会でご決定いただいた後は、1月20日の庁議で箱根ニコニコ高原学園を含む区全体の公の施設の管理運営の方向性を決定し、1月28日の教育委員会で港区立高原学園条例の一部改正について改めてご審議いただきたいと考えております。

そして、平成26年第1回区議会定例会に条例改正の議案を提出し、4月からの事業者の公募で 事業候補者を決定、平成26年第3回区議会定例会に指定管理者の指定議案を提出の上質疑等を行 い、平成27年4月から指定管理者による管理運営を開始する予定としております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 指定管理者の導入が施設の有効活用に効果的なのであれば、これは昨年の話のように結構なことだと思います。この箱根ニコニコ高原学園は、小学校の子どもたちのための施設であることは当然なのですが、この2の「サービス向上の内容」の3つ目に、社会教育団体等の利用拡大を図ると書いてあります。これが両立できるのであれば指定管理者制度というのも非常にいいと思います。私はPTAの会長のとき、またそれ以降も、区が全面的に管理していた時期に何回かニコニコ学園を利用させてもらったことがあります。それから赤坂のスポーツクラブも、最近やっているのか分かりませんが、毎年1回は利用していました。その当時は何か、悪くいうと忙しくなるからやりたくないような、そんな姿勢が感じられたことがあるのです。要するに子どもたちのことで手いっぱいで、余計な団体が使うことにはどちらかというと消極的な印象でした。

この間の話では、社会教育団体の利用は年間で80日ということでした。ああいう施設で年間80日というのが多いのか少ないのか、私にはちょっと分からないのですが、いずれにしてもあそこ

の浴室などは大人が利用しても素晴らしいものなのです。ですからいろんな制約はあっても、そういう社会教育という教育委員会が認めた団体の方にできるだけ利用していただくという姿勢は大事なことだと思います。指定管理者制度を導入することによって、そういったことがさらに充実することを期待したいと思っていますが、確か調理はもう委託になっているのですよね。

〇学務課長 おっしゃるとおり公の施設ですので、小学校を中心としつつも区民全体にさまざまな 利益があるように施設を有効活用していくことは重要なことと思います。平成19年度から調理と 用務関係を委託しておりまして、現在は所長1名体制となっております。

現行の人員体制ではこれ以上の利用拡大はなかなか厳しい状況でした。ただ、指定管理者になったからといっていきなり平日に団体がたくさんやってくるわけでもなく、特に今の季節、どうしても団体利用は週末に限られます。これはもう致し方ないことと思っております。実際のところ5月から10月までは小学校が中心で、団体はお受けしていない状況でした。ただし、夏休みを除きますと週末の利用は可能で、指定管理者制度導入で体制が充実すれば、いわゆるオンシーズンの新緑や紅葉の時期も含めて、週末であれば社会教育団体の利用は可能と思われますので、十分に利用拡大の可能性はあるものと思っております。機会を多くつくって、多くの方にご利用いただければこの施設は有効に活用できると思います。

○澤委員 あそこは立派な体育館もあるので、その点でも非常にいい施設だと思います。私は赤坂 スポーツクラブとして5月ぐらいに利用した記憶があるのですが、子どもたちが使っている特定の 期間は全部だめというような、すごくしゃくし定規な対応になっていたような気がしました。学務 課長が言われているように、ある程度体制が整って、子どもたちがいない例えば週末とかに利用できるようになればすごくいいと思います。

〇学務課長 現在、個別の業務は全て委託をしていまして、そのためどうしても間でメンテナンスを行うことになります。指定管理者だと包括的な施設運営を行えますので、今までと比べてそのあたりの融通がきくとなれば、週末のチャンスは広がると思っております。

○澤委員 ありがとうございます。

○綱川委員 施設の使用許可は港区に残すということですね。7 ページに利用手続きの利便性の向上というのがあります。使用許可は指定管理者にはさせないのですね。それと一番下に「自主事業運営」というのがありますが、それについては限定して港区民のための催し物だけをさせるのか、、地元の人たちも使えるようにするのか、その辺はどうなのでしょう。その2点説明をお願いします。

〇学務課長 まず使用許可は当然区が行います。実務的には予約等の業務は事業者に委ねることは 可能ですので、区民の手続きの簡素化や利便性の向上が図れるかどうか、この点は十分提案も含め て探っていきたいと思っております。ただ許可はあくまでも区が行うという点は変わりません。

もう1点、自主事業ですが、この施設の設置された経緯をきちんと踏まえれば、当然ながら区民 の利用が最優先と考えられますので、区民の方が自然に親しむ機会があまりないとすれば、恵まれ た自然の中で普段できないような体験を提供する、自主事業であってもそういった催し物を事業者 には期待していきたいと思います。 **〇小島委員長** ほかに何か質問ございますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第1号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 ご異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり可決することと決定いたしました。

議案第2号 赤坂中学校敷地の一部用途廃止について

- **〇小島委員長** 続きまして、議案第2号「赤坂中学校敷地の一部用途廃止について」。学校施設担当 課長、説明をお願いします。
- **〇学校施設担当課長** それでは赤坂中学校敷地の一部用途廃止についてご説明いたします。お手元の教育委員会議案資料ナンバーの2をご覧ください。

本件は、赤坂九丁目北地区市街地再開発事業にかかわる敷地境界の確定等に附随しまして、敷地の一部用途廃止をするものです。

まず1の「これまでの経緯」から要点のみご説明させていただきますと、赤坂中学校は昭和28年に関東財務局から用地を取得し、昭和29年から現在の敷地で運営を続けております。平成15年に赤坂九丁目地区の再開発等促進区を定める地区計画が決定され、平成19年にはミッドタウンの再開発により特別区道1157号線が認定され、その際に赤坂中学校敷地の一部を用途廃止しております。

今回は、平成25年12月27日付で赤坂九丁目北地区市街地再開発組合が設立認可されましたので、土地の境界確定をするに当たり、土地の分筆等改めて整理を行うため一部用途廃止の手続きを行うものです。

続きまして「行政(教育)財産の用途廃止について」です。

「(1) 財産の表示について」の上段をご覧ください。分類が行政(教育) 財産、名称が赤坂中学校、 地番が港区赤坂九丁目158番の一部となっております。下段には、種類が土地、種目が学校敷地、 数量が1万2,976.87平方メートルのうち236.30平方メートルとなっております。

資料3ページの公図の写しをご覧ください。オレンジ色に塗っている部分が用途廃止をする部分です。

4ページをご覧ください。図が分かりづらくて申し訳ございません。黄色で着色している部分が中学校の敷地の一部で、それから薄いのですけれども、グレーに着色している左側隣の部分が今回の市街地再開発事業を行う予定の土地です。上段横に少し長い部分がございますが、こちらは都道となっております。

赤線で囲っている部分が今回の用途廃止の部分となります。薄いのですけれども、赤い点線で表示しているBの158-2となっている部分が特別区道1157号線です。こちらは先程ご説明しましたとおり平成19年に用途廃止の手続きを行っている部分です。

今回の用途廃止部分につきましては、既に都道の赤坂通りの歩道として活用されておりまして、 台帳上の数値等の変更はございますが、用途廃止を行ったとしても中学校の運営に影響はないと考 えております。

1ページへ戻っていただきまして、(2)の「理由」をご覧ください。赤坂九丁目北地区市街地再開発事業により、特別区道第1157号線の歩行者専用道路を再整備するために用途廃止を行うものとなっております。

最後に、添付資料2ページに総務部長宛ての協議書を添付しておりますのでご覧いただければと 思います。

大変雑駁でございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いたします。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
- ○綱川委員 4ページ目の地図で、今の説明で再開発地域と言われていたグレーの部分というのは この斜線が引いてあるところですよね。162-4というのがよく分からないのですが、後々の資料から見るとここは中之町幼稚園の土地で、ここも再開発事業地域に入っているようですが。
- ○学校施設担当課長 説明が雑駁で申し訳ございませんでした。資料が薄くなってしまい見づらくなっておりますが、グレーの着色部分は地番が162-4の部分です。
- **〇小島委員長** グレーの着色部分とはどこですか。
- ○綱川委員 我々の資料ではそれがよく分からない。
- **〇学校施設担当課長** ドットといいますよりもハッチ部分、それから今綱川委員ご指摘のとおり中 之町幼稚園の部分、こちらの概ね三角形の部分が再開発事業の区域となっております。
- **〇綱川委員** ここもグレーの部分に入っているのですか。ハッチしか分からない。済みません、分かりました。
- ○教育長 斜線がそこに見えています。
- **〇小島委員長** グレーになっていますね。
- O綱川委員 162-4に何も書いてないのかと思いました。
- **〇小島委員長** ほかに何か質問ございますか。この程度でよろしいですか。それでは採決に入ります。議案第2号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第2号については原案どおり可決とすることと決定いたしました。

議案第3号 中之町幼稚園の用途廃止について

議案第4号 都市再開発法による中之町幼稚園の転出について

〇小島委員長 続きまして、議案第3号「中之町幼稚園の用途廃止について」。議案第4号「都市再開発法による中之町幼稚園の転出について」。この2件については関連する案件ですので一括して説明を受け、質疑応答後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- **〇小島委員長** それでは学校施設担当課長、説明をお願いします。
- **〇学校施設担当課長** それでは、まず中之町幼稚園の用途廃止についてご説明いたします。お手元の教育委員会議案資料ナンバー3をご覧ください。

本件は、赤坂九丁目北地区市街地再開発事業の進捗に伴い、今後転出等の手続きを進めるために中之町幼稚園の用途廃止を行うものです。

まず1の「これまでの経緯」から要点のみご説明させていただきます。中之町幼稚園は明治23年5月に、公立赤坂小学校中之町分校内に赤坂小学校附属幼稚園として設立されております。その後、移転、新園舎等の改築を経て、平成9年に現在の園舎になっております。

平成15年3月に赤坂九丁目地区の再開発等促進区を定める地区計画が決定されまして、再開発 準備組合の発足等を経て、平成25年12月に赤坂九丁目北地区市街地再開発組合が設立されております。

中之町幼稚園の赤坂中学校敷地内への移転につきましては、平成24年3月の庁議及び当委員会への報告を経まして決定しております。

続きまして2の「行政(教育)財産の用途廃止について」です。

「(1) 財産の表示について」の上段をご覧ください。分類が行政(教育) 財産、名称が中之町幼稚園、所在地(地番) は港区赤坂九丁目162番4となっております。

続きまして下段をご覧ください。まず土地につきましては、種目は学校敷地、数量は1,190.39平方メートル、構造等は土地についてはございません。建物につきましては、種類が建物、種目が園舎、数量が774.20平方メートル、構造形式等が鉄筋コンクリート造となっております。

3から5ページには案内図、配置図、それから1階、2階の平面図を添付しておりますので、参考にしていただければと存じます。

1ページへ戻っていただきまして、(2)の「理由」をご覧ください。中之町幼稚園は赤坂九丁目 北地区市街地再開発の計画区域内にあり、区域内での整備について検討してきましたが、幼稚園を 再開発区域内で整備することは教育環境の観点からも好ましくないという方向性が示され、再開発 区域内から移転することが平成24年3月21日付の庁議において決定されました。平成25年1 2月に赤坂九丁目北地区市街地再開発組合が設立され、今後転出等の手続きを進めるため用途廃止 を行うものです。

2ページをご覧ください。こちらが総務部長宛ての協議書です。2の「財産の現況」には、港区立中之町幼稚園として運営中で、平成26年8月中に仮園舎に引越し予定となっております。

それから3の「用途廃止の予定日」ですが、平成26年7月31日となっております。こちらは 概ね1学期間は存続して運営をするというものです。

大変雑駁ですが、本件の説明は以上です。

続きまして都市再開発法による中之町幼稚園の転出についてご説明いたします。お手元の資料ナンバー4をご覧ください。

本件は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく転出の手続きを進めるために、金銭給付等希望申出書を提出するものです。

まず1の「経緯」ですが、こちらはこれまで当委員会に報告してまいりました内容と重複いたしますので、要点のみご説明させていただきます。

中之町幼稚園は多くの入園希望等に十分こたえられないことが問題となっており、そのような中で赤坂九丁目北地区の市街地再開発準備組合が発足され、その動向を見据えながら今後の方針を検討し、再開発地区内での幼稚園整備は好ましくないという方向性のもとに、中之町幼稚園は再開発の地区内から転出すること、及び移転先は赤坂中学校の敷地内とすることを決定してきたというものです。

4ページの「案内図および仮設園舎設置予定場所」をご覧ください。緑色の部分が中之町幼稚園、 青の点線で表記しているのが再開発事業の区域、それからオレンジ色の部分が仮設園舎の計画地と なっております。仮設園舎につきましては、設置工事を平成26年3月末から7月31日までに行 いまして、運営期間が平成26年9月から平成32年8月となっております。

1ページへ戻っていただきまして、2の「議決事項」をご覧ください。再開発事業として平成25年12月27日付で赤坂九丁目北地区市街地再開発組合が設立認可されました。中之町幼稚園に関しては、都市再開発法第71条第1項に基づく宅地と建築物について、同法第87条の規定による権利の変換は希望せず、金銭の給付と建築物の他への移転を希望するために、金銭給付等希望申出書を赤坂九丁目北地区市街地再開発組合理事長宛てに提出するものです。

一番後ろの資料は市街地再開発組合の設立の認可書の写しで、平成25年12月27日付で認可されたものです。

資料が前後して申し訳ございません、3ページをご覧ください。こちらが金銭給付等希望申出書の案となっており、この申し出をもちまして転出の意思表示をするということです。

1ページへ戻っていただきまして、3の「今後の予定」をご覧ください。平成26年2月に区民 文教常任委員会、総務常任委員会の議案となりますので、こちらに報告する予定です。平成26年 5月には権利変換の認可申請を行いまして、7月に権利変換の認可をされる予定となっております。 権利変換の期日が平成26年8月ごろと予定されておりまして、10月ごろから着工すると平成2 9年の3月ごろに竣工する予定となっております。

裏面2ページには都市再開発法の関係条項を記載しておりますので、参考にしていただければと 思います。説明は省略させていただきます。

大変雑駁ではございますが説明は以上です。以上2議案につきまして、よろしくご審議の上、ご 決定くださいますようお願いいたします。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

権利変換の希望はしない旨の申し出について説明を省略されましたが、権利変換と金銭の給付、 建築物の他への移転、これらはどうつながるのですか。同じでないからこう書いてあるのでしょう が、どんな関係にあるのですか。 **〇学校施設担当課長** 大変申し訳ございません。3ページの「金銭給付等希望申出書(案)」をご覧いただきますと、3段目に横長で丸がついている部分がございます。こちらは金銭給付と建築物の他への移転を希望するという内容となっておりますが、これは権利変換の希望をしないという意思表示と同じ内容となります。土地については金銭の給付を希望し、それから建物については建物を別の場所に建てて運営するということで、内容としましては一緒です。法律の分類としてテクニカルな部分になると思うのですけれども、そちらの意思表示をあわせて行うというものです。

小島委員ご指摘のとおり、権利変換を希望するのかしないのかということにつきましては、しないということとこれを一緒くたに考えていただいて構わないと考えます。

- **〇小島委員長** そうすると、中之町幼稚園の敷地部分については金銭で補償していただくとして、中之町幼稚園の建物部分について他へ移転するというのは、新しい中之町幼稚園の建物という意味ですか。それとも新しく再開発で建つ建物の中への移転、どちらなのですか。
- **〇学校施設担当課長** 他への移転となりますので、新たに設置される幼稚園の園舎の部分と考えていただければと思います。
- **〇小島委員長** それはどういう意味になるのですか。そうしますよという意味ですか。
- ○学校施設担当課長 はい。
- **〇小島委員長** 分かりました。そうしますよという意味ですね。
- ○綱川委員 ちょっと整理したいのですけれども、これは平成26年7月31日までは教育施設とし、小池教育長の名義になっているこの金銭給付等希望届出書がそれまでは有効であり、それ以降については区長部局に戻して最終的にはまちづくり推進部が、ということでいいのかというのが1点と、あと細かいことなのですけれども、議案3号の「これまでの経緯」に平成24年3月の庁議において決定と書いてありますね。庁議の決定というのが正式な決定事項なのかというのがもう1点、それと議案4の「経緯」に、平成24年3月に「再開発区域内から移転すること」が庁議において決定されたと書いてあって、その後平成25年1月21日の庁議で「移転先として赤坂中学校敷地内に決定された」と書いてあるのです。これがちょっと文章としては違ってくるのではないかと思います。3点お尋ねします。
- **〇学校施設担当課長** まず1点目の、平成26年7月31日まで教育財産として運営するということは、綱川委員ご指摘のとおりです。その後財産の処分を行いますので、区長部局に移管するということです。

それから2点目の庁議決定の関係については、平成24年3月に庁議において決定ということですが、こちらにつきましては2段階ございまして、まず平成24年3月の庁議において再開発区域から移転することが決定しております。それから平成25年1月に、移転先の模索をしていたところですけれども、赤坂中学校のいわゆる台形地と言われるところに移転することを決定しており、こちらにつきましては当委員会にも報告をさせていただいております。

〇綱川委員 それでしたら議案3号の「経緯」は、日付と内容が2つあるわけですから直しておいた方がいいのではないかと思います。

- **○学校施設担当課長** 大変申し訳ございません、そのように訂正させていただきます。
- ○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。第4号議案の「経緯」についてですが、「近年、入園希望者数が募集人員の2倍を超えています。現在の園舎の増築や敷地の拡張は困難であるため、今後予想される多くの入園希望に十分こたえられないことが大きな課題となっています。」と書いてあります。そのような理由もあって移転することになるということですが、移転先でこのような入園希望者に十分にこたえられるようになるのですか。
- **〇学校施設担当課長** 仮移転の園舎では教室数を少し増やすことにしております。したがいまして 今よりも多くの園児を受け入れられる態勢になります。
- **〇小島委員長** 分かりました。ほかに何か。
- **〇永山委員** すごく大変な事業だと思います。中学校の保護者の方から、長いスパンでの全体像が 見えなくてすごく不安だというご意見があります。ぜひ細かく丁寧に説明していただければと思い ます。
- **〇学校施設担当課長** そのような意見は我々の方にも来ておりまして、しかるべき時期にしっかりとした説明ができるよう努力してまいります。本日夕方になりますけれども、関係者の方にお集まりいただきまして、基本的な区の考え方をご説明する予定となっております。またそれに限らず今後とも節目節目で十分な情報提供をしていきたいと考えております。
- **〇小島委員長** 永山委員の質問に関連するのですが、5年間赤坂中学校のこの場所を仮園舎とするわけですね。その後、赤坂中学校の敷地内にとどまるのか、それともどこかよそに移転するのか、その辺はある程度決まっているのですか。
- **〇学校施設担当課長** 現時点では、合築か別の棟になるかはまだ決められませんが、赤坂中学校の 敷地内に両方の施設を整えるという予定で考えております。
- ○綱川委員 いま保護者は、赤坂中学校の体育館の耐震とか、そういうことを心配しているし、それが5年先ということになってしまうと不安が広がって、希望選択制の中で学校の生徒の募集状況とかにも影響が出てくる可能性があります。ビジョンを早くはっきり示さないと情報がひとり歩きしたり風評が出てきたりして、学校の子どもたちや保護者、地域も不安を感じるだろうし、教育環境を整えなければいけない、我々委員としても不安ですので、ぜひ早目に手当てをしてほしいと思います。よろしくお願いします。
- **〇小島委員長** ほかに何か質問ありますか。よろしいですか。
- ○事務局次長 今、色々とご意見をいただいた件につきましては、きちんと説明をしていき、現場に不安を与えないように先行きを見据えていきたいと思います。事務的な指摘で申し訳ないのですが、資料に「庁議において決定」という言葉が2箇所あるのですが、実は教育委員会と違って庁議というのはその場で合議して決定できる場ではないので、正式な言葉に改めさせていただきます。庁議において審議、了承され、意思決定は別途するというのが正式な言い方なので、その点は書類的に直させます。
- **〇小島委員長** よろしいですか。

では採決に入ります。議案第3号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第3号については原案どおり可決することと決定いたしました。 次に、議案第4号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第4号については原案どおり可決することに決定しました。

第3 協議事項

- 1 港区指定文化財解除の諮問について
- **〇小島委員長** 続きまして日程第3、協議事項に移ります。「港区指定文化財解除の諮問について」。 図書・文化財課長、説明をお願いします。
- **〇図書・文化財課長** 港区指定文化財解除の諮問につきまして、教育委員会資料ナンバー1を使いまして説明させていただきます。

港区で文化財を指定するに当たりましては、文化財保護条例の第20条によりまして、区の区域内に在するものという規定がございます。今回2の「解除理由」のとおり、保持者が区外移転するために解除することとなりますが、解除につきましては同条例第21条で教育委員会はその指定を解除することができるとの規定がございます。その規定の解除に当たりまして、同条例第39条で、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならないこととなっており、それが「標記の件について港区文化財保護条例第39条の規定に基づき、港区文化財保護審議会に対し以下のとおり諮問します」という前段の文になっております。

この後、文化財保護審議会の方から教育委員会宛てに答申が参りまして、再びこの教育委員会の場でご審議をいただくことになります。

それでは今回の解除について諮問します文化財について説明をさせていただきます。1の「指定解除文化財」に記載のとおり、平成22年度に木工芸・簾製作、鈴木盛雄様と鈴木祐二様のご兄弟を港区指定無形文化財保持者として認定させていただきました。

居住地及び伝承の場、伝承の場というのは商店で実際にすだれを売っているところですけれども、「赤坂のすだれ屋さん」と言われているこの鈴松商店が港区の赤坂から平成25年11月25日に区外に、品川区だそうですが、移転の届出が同日付でございました。そのため教育委員会としまして港区文化財保護審議会に指定解除していただくよう諮問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。移転するということで当然、規則上解除ということになるのですが、文化行政で移転されると何かマイナスになることはあるのですか。
- **〇図書・文化財課長** 「赤坂のすだれ屋さん」として区内では非常に有名だったということで、残

念ではありますが、区外転出されると条例上指定はできませんので今回解除ということにさせていただくと考えております。

〇小島委員長 この案件はよろしいですか。

第4 教育長報告事項

- 1 生涯学習推進課の12月事業実績について
- **○小島委員長** それでは続きまして日程第4、教育長報告事項に入ります。「生涯学習推進課の12 月事業実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。
- **〇生涯学習推進課長** それでは生涯学習推進課の12月の事業実績についてご報告いたします。委員会の資料ナンバー2をご覧ください。

実績です。タグラグビー教室が4回、それから本村小でのフィットネス教室を開催しております。 報告は以上です。

- **〇小島委員長** この件について何かご質問ございますか。タグラグビーも参加者数が46人ということで大分定着してきましたね。
- **〇生涯学習推進課長** 最初に設置した青山タグラグビー教室は、やはり年数を重ねてきているせい か参加者数が多い傾向がございます。青山、東町、港南、御成門小の順で年次で設置をしてまいり ました。
- **〇小島委員長** その年次どおりですか。
- **〇生涯学習推進課長** これから港南、御成門は参加者が増えるように工夫したいと思っております。 **〇小島委員長** 分かりました。

2 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

- **〇小島委員長** 続きまして「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。
- **〇生涯学習推進課長** それでは生涯学習推進課の各事業別利用について、資料ナンバー3をご覧ください。

各施設、事業の12月の利用状況になっております。一番最後の資料は学校施設開放等で1月おくれの報告となっております。

今回特に目立った状況はございませんが、やはり寒くなってきますと全体的に運動施設の利用人数が落ちる傾向がございます。この辺を魅力ある教室事業などで補っていきたいと考えております。 〇小島委員長 ただいまの説明に関して何かご質問等はございますか。よろしいですか。

3 学校支援地域本部事業について

〇小島委員長 それでは続きまして学校支援地域本部事業について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは学校支援地域本部事業についてご報告いたします。委員会資料ナン バー4をご覧ください。A3の資料に基づきご説明させていただきます。

この事業は11月にご報告させていただいた際に委員の皆様からご意見をいただき、事業展開について修正を加えたものです。修正点を中心にご説明させていただきます。資料の右下のカラーの箇所が修正の主な箇所になります。

5の「今後の事業展開について」、集中配置をしたコーディネーターが学校に均一な支援ができるように取り組みながら、並行して各学校への設置を進めます。

資料の平成26年度のところをご覧ください。コーディネーターを教育センターに集中配置し、 各学校に均一の支援ができるよう事業を開始します。4月から8月を学校への支援準備期間として、 9月から支援を開始いたします。あわせまして東京都の補助金を活用していきます。

平成27年度以降はこのコーディネーターを中心とし、より地域との連携を深めた学校支援ができるように各学校での体制の構築を進めます。方向性としましては、教育センターに集中配置したコーディネーターによる支援の継続と拡充です。それからPTAの活動状況、地域の実情、コーディネーターの人材確保を考慮した上で、より現場性・即応性を重視した学校単位での実施を順次進めていきます。

支援の内容としましては、平成26年度に実施する学校への均一な支援に加えまして、設置する 学校の実情に応じた支援を行うように取り組みます。例としましては、学校行事等の支援、学校の 環境整備などに取り組むことを考えております。

平成26年度には、集中配置と並行して平成27年度以降の各学校への設置を展開することを含めて進めさせていただく予定です。

説明は以上です。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。
- ○綱川委員 ここにも書いてありますが、平成24年10月の社会教育委員の会議から答申を受け、 港区教育委員会のこれからの施策として、平成26年設置ということで予算化を前提にアクション プログラムに載っていたのですね。その答申を受けた社会教育委員の会議で渡された資料には、学 校の先生から意見聴取した結果設置は難しいと書かれていて、それで徐々にやっていきましょうと いう話になったのですが、こういう諮問や答申をしたときにその意見が十分に吸い上げられている のかが少し疑問でした。この前も申し上げたように、個人的意見だけではなくて組織の意見も少し 吸い上げてから答申を出すとか、そういう形にしていただければと思います。学校の先生方に伺っ ても、平成26年にやると聞いたがどうなるのかという不安が当初あって、それで答申が出たとき には話が違うという意見が出て、少し混乱したと思いますので、ぜひ丁寧にやっていっていただき たいと思います。
- ○小島委員長 ほかに何か。
- **〇永山委員** このように各学校で設置する方向で今後、進めていかれるということが記載されているので、大変ありがたく思います。ただ、事前打ち合わせ的な説明をもう少し丁寧にしていただけ

るとさらにありがたいと思います。

また、具体的にはどこが所管するのか、生涯学習推進課がコーディネーター3名を具体的にどうするとか、そこまではまだ決まっていないのですか。

- **〇生涯学習推進課長** 右上に記載のとおり教育政策担当課と生涯学習推進課が現在この事業を所管 しておりますが、事業運営は指導室のご協力を得ながら展開することを考えております。今後も生 涯学習推進課が中心にはなりますが、教育政策担当課、指導室などの各課のご協力とご意見を取り 入れながら事業展開をしていきたいと考えております。
- **○澤委員** 将来的な展望も含めると、センター方式にしてもスタートがすごく大事になると思います。やはりコーディネーターにどういう人が就くかで事業の将来が決まってくる可能性があるので、どういう人選をする予定ですか。
- **〇生涯学習推進課長** 平成26年度に取り組みます教育センターに設置するコーディネーターにつきましては、4の「区の方向性」にも書かせていただいておりますが、教科指導に関すること、それから総合的な学習の時間、クラブ活動・部活動など、かなり学校の運営の方に食い込むような支援の内容になっております。こうしたコーディネーターにつきましては、教員の経験者がふさわしいという検討もございます。その辺の人選は、指導室のご協力を得ながら当たりたいと考えております。

また各学校の実情に応じた支援では、学校行事や環境整備については地域の方をコーディネーターとして選定するのが学校の実情に沿っているのではないかと検討しているところです。

- ○澤委員 ありがとうございます。
- **〇小島委員長** この事業がうまくいくかどうかの命運はコーディネーターにかかっているようなので、澤委員のご指摘のとおりコーディネーターの力量が非常に大事になってきます。これをいかに選任するかでスタートがうまく切れるのか、つまずくのかが決まる感じがするので、そこは慎重にやっていただければと思います。

澤委員、杉並区の小学校のコーディネーターは、もともと何をやっている人でしたか。

- 〇綱川委員 保護者かPTAですね。
- O小島委員長 PTAですか。
- **〇澤委員** 今はNPOをやっています。
- **〇小島委員長** かなり献身的に一生懸命、ボランティア的にやってくれていたのですね。
- ○綱川委員 今はスクール・アドバイス・ネットワーク理事長です。
- ○小島委員長 コーディネーターの選定を頑張っていただいて、良い人材を得ないといけませんね。○綱川委員 あとは今後、やはり各学校に徐々にでも根づいていかなければいけないと思うのです

が、センター方式を1回つくってしまうと、安心してしまってその後が進まないような状態になる 可能性もあります。せっかく推進しようと国も都もお金を出しているわけですから、学校に負担感 が出ては絶対にいけないのですけれども、最後の「方向性」のところに書いてあるように、地域の 実情を踏まえて各学校でなるべく早く実施できるようにもう次の策を練っていくべきだと思います。 1回つくってしまうとそのままの状態で継続してしまったりすると思いますので、ぜひご尽力いただきたいと思います。安心することなく進んでいっていただきたいと思います。

〇生涯学習推進課長 学校からもセンターでの支援を期待するという意見をいただいておりますが、 やはり学校にあった方が常時学校側のニーズを把握できるメリットがあるという意見もいただいて おります。

〇小島委員長 学校長のヒアリングをしたということですが、それ以外にPTA関係の方などから 公式、非公式を含めてこの件について話を聞いたことはあるのですか。

〇生涯学習推進課長 PTAの皆さんには公式、非公式でご意見をいただいております。その中には、PTAの活動と重複するのがどうしても嫌だといいますか、そこは配慮してほしいという意見、それから地域の学校支援というのは理解できるのだけれども、具体的な動きにつながるのかという懸念など、そういったご意見もいただいております。

○小島委員長 この事業に対して消極的な学校やPTAを私はいくつか聞いていますが、その辺は 今後どのように対処していくのですか。運営の仕方で解消するのだろうかと思うのですが、永山委 員、どうですか。永山委員も当初問題があるのではとおっしゃっていましたが、かえって屋上屋を 重ねることになったり、あるいは意見の対立が出たりと、そのような心配があるということなので すか。

○永山委員 各総合支所ができた際に、地域と行政が連携して、地域が活性化しましたので、行政がサポートするのはたいへん重要なことだと思います。ただ、地域住民と保護者が自主的活動し、その中で意見を出し合い、学校とコミュニケーションをとることで学校が活発化していくのだと思いますし、学校に保護者や地域の人が入ることによって、子どもたちを見守ることができるのだと思います。目の届かない閉鎖的なところで起こっているいじめ等にも効果があると思いますので、ここにメリットが1行しか書かれていないのはすごく寂しいです。もっと細かくやればたくさんメリットが出てくると思います。

少し話は飛びますが、昨日の全国高校サッカー選手権大会で優勝した富山県代表の学校のインタ ビューの中で、優勝の一番の要因は地元力、地域で子どもたちをサポートしていることだというよ うなことを言っていました。地域で頑張ろうということで大きな力が生まれるのではないかと思い ました。

〇小島委員長 地域本部は地域の支援なのですから、やはり地域の方々が主体となるので、コーディネーターもその皆さんのお力を借りながら学校を支援するということで、ぶつかり合うのではなく協力し合えればと思います。その辺、生涯学習推進課長、地域の方とコーディネーターのあり方についてどんなことをお考えになっているのですか。

〇生涯学習推進課長 港区の中にもさまざまな地域性がございます。その中でこの学校支援地域本部を一律に各学校で実施するというのはやはりかなりの困難がございますが、その中でも学校支援地域本部への理解といいますか、学校支援地域本部をつくろうという機運がある地域・学校があることが今回のヒアリングで分かっております。まずそうした学校を学校支援地域本部のモデルとし

て設置に取り組み、そしてその仕組みをほかの地域に広げられるように行っていきたいと思っております。

〇小島委員長 分かりました。ほかに何かご意見はありますか。

○綱川委員 今、委員長が言われた地域差や学校差が結構あるというのは、私も実感としてあります。その中で、高齢者といったら失礼ですけれども、昔学校にかかわっていた方が今でも学校の主みたいになっているところがあるようで、現在のPTAがやっていることと軋轢が生じたりしていて、そういうことからPTAの人たちが反対しているところもあるようです。ただ、それだからやめてしまおうというのではなく、やはり乗り越えていかないと今の学校の現状は変えられないのではないでしょうか。既に温度差が出てきてしまっている状態ではありますが、学校の現状を見ていますと、地域やほかの施設、例えば児童館とか放課GO→とか、そういう施設との密接な関係を持っていく必要があると思います。子どものいじめとか登校拒否とか色々な問題で、子どもの育ち全体を地域で考えようといったときには、ここに書いてあるようなコーディネーターの役割が絶対に必要だと思います。

それと、いじめや登校拒否等を扱う場合は守秘義務の問題が出てきます。保護者の中に情報管理を心配している方もいらっしゃるので、ある程度の見識を持った、守秘義務を持った人たちがかかわっていく必要があります。私も実は地元で5年ぐらい同じようなことをやっているのですが、やはり相当苦労しています。今でも1カ月に1回、1~2時間ぐらい子どもの育ちについて考えようということでやっていまして、守秘義務を持った非常勤の公務員的な人たちしか集まってはいないですけれども、ぜひそういうものも参考にしていただければと思います。よろしくお願いします。 〇小島委員長 この案件はどうしても試行錯誤的に一つ一つやっていって、よりよいものに発展させていくようにしなくてはいけないと思います。学校の先生方が非常に忙しくて子どもに向き合う

せていくようにしなくてはいけないと思います。学校の先生方が非常に忙しくて子どもに向き合う時間がどうしても少なくなる、これではいけない、出発点はそこなので、何とかこの制度をよりよい方向で定着させていきたいと思います。生涯学習推進課長、大変でしょうけれどもよろしくお願いたします。

それではこの件はこの程度でよろしいですか。

4 国体推進担当の12月事業実績について

〇小島委員長 続きまして、「国体推進担当の12月事業実績について」。国体推進担当課長、説明をお願いします。

○国体推進担当課長 国体推進担当の12月の事業実績についてご報告をいたします。資料ナンバー5をご覧ください。

実績です。12月19日、20日と後催県事後報告会を開催しております。これは国体を開催する自治体の事務的な引き継ぎの場です。今回参加した自治体は、平成26年開催の長崎県の松浦市、平成27年開催の和歌山県九度山町、平成28年開催の岩手県一戸町、それから飛びまして、平成30年開催の福井県鯖江市の4自治体となっております。

大会開催までの段取り、競技会役員要請についての確認、実行委員会の資料の作成の仕方、なぎなた連盟との役割分担、そういった引き継ぎを行いました。

報告は以上です。

○綱川委員 私も高校時代にずっとスポーツを行っていて全国大会の運営もしていたのですが、こんなに何年も先の人たちと話したりすることはなかったし、色々大変だと思います。今回、国体を去年のプレ大会から見させていただきましたが、国体というのはこんなに人もお金も時間もかかるのかと感じました。地域スポーツに対する振興とか必要性はあると思いますが、今回かかわってみて、よく言われている国体のスリム化そんなことも改めて感じました。

〇小島委員長 この件はよろしいですか。

5 麻布図書サービスセンターの貸室賃貸借契約の解約について

〇小島委員長 次に「麻布図書サービスセンターの貸室賃貸借契約の解約について」。図書・文化財 課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 新麻布図書館開設に向けまして、その代替施設として麻布図書サービスセンターを開設しております。これにつきましては民間からの賃貸ということで、港区三田一丁目10番4号の麻布十番日新ビルの1階386.45平方メートルを借り受けております。賃貸人は新生信託銀行株式会社となっております。

この契約は、解約するには6カ月前までに通告しなければならないと契約書上なっております。 教育委員会資料ナンバー6の5の「スケジュール (予定)」をご覧ください。新麻布図書館につきま しては7月1日の開設を目指して現在鋭意努力をしております。麻布図書サービスセンターで使っ ておりますシステム機器や図書の資料、家具類などについては再利用することを検討しており、こ の新麻布図書館の開設の1カ月前、5月31日をめどに麻布図書サービスセンターの閉鎖をしたい と考えております。この新麻布図書館の開設及び麻布図書サービスセンターの閉鎖につきましては、 今後またお諮りしていく形になりますが、現在このような予定で動いております。

上段に記載しました麻布図書サービスセンターは5月31日に閉鎖し、現在同センターにありますシステム機器や図書資料等を第1週、6月1日から7日の間で取り外し梱包等を行い、次週の8日から14日に新麻布図書館の方へ移送し、第3週で家具類を移送する予定となっております。

下段に記載しました新麻布図書館は現在5月末の工事契約期間で準備を進めており、6月に図書・文化財課へ引き渡される予定ですので、6月の第2週から麻布図書サービスセンターから移送したシステム機器、図書資料および家具類の搬入及び設置を実施してまいります。今後スケジュールを調整してまいりますが、第4週の22~28日に記念式典や内覧会等を開催し、7月1日の開設を迎えたいと考えております。

このスケジュールを踏まえまして、麻布図書サービスセンターは7月31日に解約をしたいと考えております。図書や機器類を移送した後、原状回復工事に約1カ月かかる見込みですので、7月末の解約ということで先程申しました賃貸人、新生信託銀行株式会社にその旨を通告したいと考え

ております。

説明は以上です。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問はございますか。
- ○綱川委員 質問ではないのですけれど、資料に書かれている物件名が多分違っていると思います のでお調べいだいた方がよろしいかと思います。「日進ビル」ではなく「日新ビル」だと思います。
- **〇図書・文化財課長** 申し訳ございません。契約書上、麻布十番日新ビルの「しん」は「進む」ではなくて「新しい」の方です。綱川委員ご指摘のとおりですので、訂正させていただきます。
- 〇小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

6 図書館・郷土資料館の12月行事実績について

- **〇小島委員長** 次に「図書館・郷土資料館の12月行事実績について」。図書・文化財課長、説明を お願いします。
- **〇図書・文化財課長** 図書館・郷土資料館の行事実績、平成25年12月分についてご説明させていただきます。教育委員会資料ナンバー7をご覧ください。

12月ということもあり、図書館ではクリスマス関係、子ども関係の行事を多くしておりまして、 4回の子ども映画会は全てクリスマス関連のものとなっております。また前回教育委員会でご報告 させていただいた12月7日のリトアニア大使夫人による英語のおはなし会は、約30人の方のご 来場をいただき、大使夫人も満足してお帰りになられました。

その他、うさちゃんくらぶ、みなとシネクラブ等がございまして、12月11日にはプレママおはなし会等も開催いたしました。

続きまして郷土資料館の実績ですが、こちらでは特別展を開催していました。現在アンケート等の集計をしているところです。来場者はこれまで3,200人が最高でしたが、今回4,000人近い方にご来場いただきました。特に新聞報道がされた後は一日80人ぐらいだった来場者が100人を超えるようになり、土日は200人近くお見えになったということで、4,000人を超えたと郷土資料館の方から報告を受けております。

以上です。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問はございますか。
- **○澤委員** すごく盛況だったようで、企画された方も大いに喜んでおられると思います。団体見学の中で、「東京ハイキング協会」というのは読めば分かるような気がするのですけれども、「マルシェ・モア」というのはどんな団体ですか。
- **○図書・文化財課長** 団体見学の団体名は先方のお名前をそのまま記載しております。こういう団体名であったと認識していただければと思います。
- ○澤委員 「マルシェ・モア」さんの参加数が「延46名」となっているのはどういう意味ですか。
- **〇図書・文化財課長** 4日、5日、6日の3日間に分かれていらっしゃったということです。「マルシェ・モア」として申し込まれたのが46名ということです。

〇小島委員長 ほかに何かございますか。それではよろしいですか。

7 図書館の12月分利用実績について

〇小島委員長 続きまして「図書館の12月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

〇図書・文化財課長 12月の利用実績につきましては、1,257名の新たな登録がございまして、年末の時点で18万4,640名の登録者数になりましたのでご報告させていただきます。 以上です。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問はございますか。この案件はよろしいですか。

8 問題行動調査の結果について

- 〇小島委員長 続きまして「問題行動調査の結果について」。指導室長、説明をお願いします。
- **〇指導室長** それでは資料ナンバー9に基づきましてご説明いたします。

問題行動調査につきましては毎年経年で行っております。昨年度までは概ね9月中旬には文部科学省が結果を公表していたのですが、今年度は12月10日にずれ込みましたので、この時期の教育委員会に報告ということになりました。

背景にありますのは平成24年度のいじめの件数が、小学校で平成23年度が3万3,124件だったものが11万7,383件、概ね3.5倍、中学校が3万749件だったものが6万3,634件、概ね2倍強となっておりまして、過去最高、新聞報道などで言われているのはこの部分です。平均すると約2.8倍いじめの件数が増えたということです。

ただし定義は変わっておりませんので、これは各小・中学校において丁寧に子どもたちの実態を 把握することに努めた結果ということで概ね分析がされております。分かりやすくいうとアンケー ト調査などによって、上がってくる件数が増えてきているということです。

港区においては小学校24件、中学校9件という数字がこちらの資料に載っております。内容につきましては、例えば身体的暴力を受けるなど深刻な状況のものはなく、学校から上がってきた調査結果によりますと冷やかしやからかい、仲間外れ、無視といったような日常生活の中で起こり得るような内容が多いです。これは小・中学校とも同じような傾向があります。

次に不登校児童・生徒の推移です。これも経年で調査していますが、国の方は小学校については 0.33から0.31、中学校についても2.64から2.56と出現率が下がってきております。

港区においては今年度小学校で15人、中学校で44人ということで、中学校の方が多いというのは全国的な傾向だということです。

不登校につきましては概ね30日以上の欠席で統計がなされるわけですが、どれだけその後改善したのかということが問われます。この調査結果で改善した、登校できるようになった生徒は小学校で5名、33%、中学校15名、34%ということで、改善に向けての努力をしている中で、少しずつではありますけれども、成果が上がっているということがご報告できます。

雑駁でございますが、報告は以上です。

- **〇小島委員長** ただいまのご説明に対して何か質問はございますか。
- **○澤委員** 不登校の率といじめの率はちょっと定義が違うので簡単に比較していいのか分からないのですが、今室長が言われたように小学校と中学校を比べると、中学校の不登校は倍以上増えるのですね。この時期の中学生の難しさというのが何かこの数値にあらわれているような気がします。この不登校の率を見て、中学校の教育というものが、もちろん小学校の延長線上にあるのですけれども、すごく大事なことだと改めて感じました。中学校の先生方にはいろんな面で大いに配慮してやっていただきたいと思います。
- **〇小島委員長** 室長、不登校の件数は平成15年から見ていくと少しずつではあるが減ってきていたのですが、ここにきてまた少し増えてきていますね。何か思い当たるようなことはあるのですか。
- ○指導室長 不登校対策では担任も含め、学校の先生方が子どもとの良好な関係を築くということが前提になると思います。例えば港区ではスクールカウンセラーを重点的に配置しておりまして、今年度からは都費で小・中学校全ての学校に入れていただき、それに加えて区独自のスクールカウンセラーを配置しております。子どもたちが相談しやすい体制をつくるということが学校現場では求められておりますので、そういった体制ができている状況の中での数字ではないかと考えております。
- **〇小島委員長** 不登校の原因というのは統計的に分類しているのですか。主なものはどんなものですか。
- **〇指導室長** まず小学校では、分類上不安とか情緒的混乱とされるものが一番多く、2番目が人間関係、友人関係ということです。港区の状況でいうと約10名が不安とか情緒的混乱とされております。中学校では学業不振、あるいは小学校と同様に不安・情緒的混乱が一番多く16名、そして友人関係が15名。あとは無気力ということで、そういったもので多くの子どもたちは分類される状況にあります。
- **〇小島委員長** 中学校の中に、いわゆる中1ギャップで不登校になったという子はいるのですか。
- **○指導室長** 環境が大きく変わることに起因するもの、いわゆる中1ギャップについては、港区の 状況でいいますと小学校6年生で6人だったものが中学校1年になると14人になります。中2が 12人、中3は18人ということでやはり小6と中1の間には大きな段差があります。これが中1 ギャップと言われるもので、子どもたちにとって環境が変わる中で不登校の出現率が上がるという ことはやはり現実にあります。
- **〇小島委員長** そうすると、小中一貫校の大きな目的の1つとして、中1ギャップ対策や不登校対策も大事だということになるのですか。
- **〇指導室長** 私はよく先生たちに本来幼稚園から一貫して考えなければだめだという話をしていて、 友人関係がうまく築けないのは実は幼稚園時代から原因があるのではないか、だったらそれは幼稚 園から指導しなければだめだということになるし、小学校のうちはまだ尻をたたいて学校に行かせ られた子が、中学校になったらもう言うことを聞かなくなって行かなくなるということは十分あり

得ます。小学校の段階でどれだけ防げるか、あるいは幼稚園のころから子どもたちの育ちをどう見ていくかということを、幼少中一貫教育の中で考えてください、中学校だけの責任にすることはできませんよという話はしております。

- **〇小島委員長** やはり不登校というのはその子にとっても非常に気の毒な問題です。
- ○澤委員 家族にとっても大きな問題ですね。
- ○綱川委員 東京都の教育委員会のホームページを見ていると、12月10日にこの資料が出ていました。多分参考資料になると思います。A3で2ページぐらいの概要版もあります。それには東京都だけしか載っていなかったと思うのですが、ぜひ皆さんに開示していただければと思います。それを見たときに、あまりにも資料が出てくるのが遅過ぎると、いつもはもっと早かったのだけれど、ちょっと何かタイムリーではないなと感じてしまいました。港区でももっとタイムリーにやっていく必要があると思います。まだよく読み込んでいないのでよく分からないところもあるのですが、資料が持ち腐れては困るので、活用していただければと思います。
- **〇小島委員長** 先程の、不登校から登校できるようになった改善率は小学校33%、中学校34% ということですが、これは例年大体こういう数字なのでしょうか。
- **〇指導室長** 5割近かったと記憶しております。
- ○綱川委員 その改善率なのですが、例えばある私立学校の不登校の子が公立に移ったらずっと来ているとか、学校をかわったことによって状況が改善された例があるのかどうか、できたら調べていただきたいと思います。登校拒否の子たちにいくら来いと言っても難しいので、そういう例があることを保護者にも知らせてあげたりすると改善が図れるかもしれません。
- ○小島委員長 不登校は人間関係に原因があるものがかなり多く、だから学校をかわれば友達もかわって、不登校が解消されることもあるかとは思いますが、かわっても人間関係をスムーズにつくれないということもまたあると思います。だから一概に学校がかわれば解決というわけにはいかないと思います。先程指導室長が言われたように、幼稚園、小学校の段階から友達との接し方というか、人間関係の確立というか、その辺を教えていかなくてはならないのですね。幼稚園ならよく分かりますが、小学校でも上手な友達とのつき合い方というようなことを何か意識してやっているのですか。
- ○指導室長 ソーシャルスキルというものがありまして、友人との良好な関係を築くためにはどうしたらいいのかということを学校の研究などでも取り上げております。平成23年度三田中学校、今年度は御成門中学校の発表の中で取り上げていますが、そういったスキル、技能の部分については自然に身につくというものではなく、人間関係の中で培っていくものですので、どうしたら友達とうまくかかわれるのかということは意図して指導していくべき内容だと考えております。今、社会の中で地域の方とのかかわりが少なくなって、挨拶も交わさないような状況が生まれています。また少子化の中で子ども同士のかかわりも少なくなっている。最近公園で遊んでいる姿を見ないという声を聞きますが、あれは社会的なソーシャルスキルを培う上で極めて重要な役割を果たしてきた部分で、それがだんだんゲームばかりやっていてなくなってきています。学校教育の中である程

度意図的に取り入れていかなければいけない新しい課題ではないかと考えております。

〇小島委員長 小学校の場合、クラスの担任の先生が登校してから下校するまで1日見ているからいいのですが、教科で先生が違う中学校ではクラス担任の先生は生徒を見ているものなのですか。

〇指導室長 中学校は学校全体で見るというのが原則です。教科によって見せる顔も違うし、先生によって使い分けるような子も出てきますので、やはりチームとして子どもたちの生活上の課題は見ていく必要があると思います。

それから先程委員長の質問にありました昨年度の不登校の改善率ですが、小学校で29%、中学校で34%となっており、概ね大きな変化はありません。

〇綱川委員 大規模校から小規模校へかわった後に改善したりすることもあると思いますが、港区の場合、つばさ教室で登校拒否の子たちが改善した例はあるのですか。

〇指導室長 つばさ教室でも当然学校に戻ることを前提に指導しております。特に難しいのは家庭環境に問題があって不登校になっている場合で、こういう子は結構いるのですが、親御さんとうまく連携しないとなかなか学校復帰まで結びつかないことがあります。ある程度安定的に学校に通うことができるようになったお子さんは数名おりますので、こういった教育効果は期待できると思います。

○小島委員長 いじめの問題ですが、毎年12月に子どもサミットを開催しています。去年は10月末でしたが区長さんにもおいでいただき、いじめに関するフォーラム、シンポジウム等を開催し、港区教育委員会としてはいじめ防止に非常に力を入れているつもりで、こういう話し合いを通じて子どもたちにもかなり浸透していると思います。今のお話を聞いていると深刻ないじめはほとんど無いということでよかったと思うのですが、学校の現場の雰囲気としてはどうですか、いじめは絶対に許さないということは浸透しているのですか。

○指導室長 いじめにつきましては定期的にアンケート調査を行っております。学期1回は必ずアンケートをとり、小さな芽も見逃さないということでどの学校でも取り組んでおりますので、起こりにくいとは思います。ただ現在、一番課題になっているのはSNSを使ったいじめ問題です。これは教員が把握することが難しく、これまでネットパトロールのようなやり方でやっていましたが、SNSについては極めて限られた人たちのソーシャルネットワークのために把握できないということです。気づいたらかなり深刻な状況になっているというケースも報告されておりますので、それについてはPTAとも一緒に協力しながら解決していく問題ではないかと考えております。

〇小島委員長 ほかに何かご質問はございますか。よろしいですか。

それではこの件はこの程度とします。

本日予定している案件は全て終了しました。

庶務課長、その他何かございますか。

- **○庶務課長** 特にございません。
- 〇小島委員長 それではこれをもちまして閉会といたします。

次回は1月28日火曜日午後3時からの予定です。よろしくお願いいたします。

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島洋 祐

港区教育委員会委員 綱 川 智 久